第百四十三条第三項中「第三十六条の二」の下に「、第三十九条第四項」を加え、同条第四項中「第三十九条まで」を「第三十八条まで、第三十九条第一項及び第二項」に改める。

第百四十四条第二項の表第百二十九条の四の見出し、同条第一項（第二号を除く。）、第二項第三号及び第四号並びに第三項（第五号を除く。）並びに第百二十九条の五の見出し及び同条第一項の項中「第五号」を「第七号」に改め、同表第百二十九条の四の項を削り、同表第百二十九条の四第一項の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第百二十九条の四第一項 | かご及びかごを支え、又は吊る構造上主要な部分（ | 客席部分を支え、又は吊る構造上主要な部分（摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのある部分に限る。 |

第百四十四条第二項の表第百二十九条の四第一項の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第百二十九条の四 | かご及び主要な支持部分 | 主要な支持部分 |
| 第百二十九条の四第一項第一号ロ、第二項第四号並びに第三項第二号及び第四号 | かご | 客席部分 |

第百四十四条第二項の表第百二十九条の四第一項第二号の項中「エレベーター」を「かごを主索で吊るエレベーター」に、「遊戯施設その他」を「客席部分を主索で吊る遊戯施設その他」に改め、同表第百二十九条の四第二項第一号の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第百二十九条の四第二項第一号 | 次条に規定する荷重 | 次条第一項に規定する固定荷重及び国土交通大臣が定める積載荷重 |
| | 主要な支持部分並びにかごの床版及び枠（以下この条において「主要な支持部分等」という。） | 主要な支持部分 |

第百四十四条第二項の表第百二十九条の四第二項第一号の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第百二十九条の四第二項第二号及び第三号 | 主要な支持部分等 | 主要な支持部分 |

第百四十四条第二項の表第百二十九条の四第二項第二号の項の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 第百二十九条の四第三項第二号 | 主要な支持部分のうち、摩損又は疲労破壊を生ずるおそれのあるものにあつては、二以上 | 二以上 |

第百四十四条第二項の表第百二十九条の四第三項第五号の項中「第百二十九条の四第三項第五号」を「第百二十九条の四第三項第七号」に改める。

第百四十四条の二の表㈠の項中「第三項第五号」を「第三項第七号」に改め、同表㈡の項中「第一項第一号」の下に「及び第六号」を加える。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2　この政令による改正後の建築基準法施行令（以下この項において「新令」という。）第三十九条第三項及び第百二十九条の十二第一項第六号の規定による国土交通大臣の認定並びにこれに関し必要な手続その他の行為は、この政令の施行前においても、新令の規定の例によりすることができる。

（罰則に関する経過措置）

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

# 府　令

## ○内閣府令第四十七号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十四年政令第八号）の施行に伴い、大規模地震対策特別措置法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

大規模地震対策特別措置法施行規則等の一部を改正する内閣府令

次に掲げる府令の規定中「第一条」を「第二条」に改める。

一　大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和五十四年総理府令第三十八号）第一条

二　東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十五年内閣府令第七十六号）第一条

三　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行規則（平成十七年内閣府令第九十二号）第一条

**附　則**

この府令は、公布の日から施行する。

## ○内閣府令第四十八号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第二項の規定に基づき、総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年七月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第三号中「装置」の下に「、器具及び備品」を加える。

別記様式第二の一及び別記様式第二の四中「燃置」の次に「、器具及び備品」を加える。

**附　則**

この府令は、公布の日から施行する。

# 省　令

## ○経済産業省令第三十七号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第五条第一項第三号の規定に基づき、及び同法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年七月十二日

経済産業大臣　茂木　敏充

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「次に掲げる事項」の下に「（第七号に掲げる場合にあっては、ロからニに掲げる事項）」を加え、同号イ中「用いる者に限る。イ」の下に「、第七号及び第八号」を加え、同号ニ中「イからハ」の下に「及び第七号ロ」を加え、同条第六号中「第三号イに掲げる」を「年間三十日の第三号イに規定する認定発電設備の」に改め、同号の次に次の二号を加える。